

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	賛成である。受入環境整備に努めてほしい。	本改正に賛成の御意見として承ります。今後も適正かつ厳格な審査・在留管理に努めてまいります。
2	来日する外国人や雇用主への法令の周知及び不法就労を厳格に対処してほしい。またワーキング・ホリデーによる入国者のための相談体制を整備・周知してほしい。	御指摘の点も踏まえ、適正な在留管理に努めてまいります。 また、御提案につきましては、今後の参考とさせていただきます。
3	パナマ共和国を追加したことによる制度の成否を客観的に判断するため、効果検証について検討し、公表してほしい。	ワーキング・ホリデー制度は、二国・地域間の取決めにに基づき、二国・地域間の相互理解を深めることを趣旨とした制度であり、対象国・地域の見直しについては、内外の要望を踏まえて検討されるものですが、いただいた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
4	<p>安易な受入れ拡大につながらないように慎重かつ厳格な運用を求める。</p> <p>特定活動に関して、以下の点を求める。</p> <p>①真に必要性が認められる場合に拡大すること。</p> <p>②受入れ人数について、把握・公表し、必要に応じて人数管理を行うこと。</p> <p>③変更や更新は、納税状況や日本への順応状況等を考慮すること。</p> <p>④違反があれば厳正に対処すること。</p> <p>⑤日本のルールを理解し、生活基盤があることを求めること。</p> <p>⑥本来の趣旨を逸脱しないように適正な管理を行うこと。</p> <p>⑦受入れの規模について、継続的な検証を行い、慎重な運用を行うこと。</p> <p>⑧一定水準の日本語能力を求めること。</p>	<p>ワーキング・ホリデー制度は、相手国の文化及び一般的な生活様式を理解するために、一定期間の休暇を過ごし、滞在期間中における旅行資金を補うための報酬を受ける活動を認める制度であるところ、係る在留資格については、査証発給枠や本邦への在留が認められる期間に上限が設けられ、十分な健康保険に加入することが要件とされるほか、従事することができる報酬を受ける活動については、必要な旅行資金を補うために必要な範囲内に限定されています。</p> <p>対象国の追加に関しては、関係機関と連携し、引き続き適切に対応してまいります。また、御提案につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>我が国の世論を踏まえ、ワーキング・ホリデー制度の本来の趣旨に沿った受入れを目指すため、対象国をG7諸国に限定するなど、厳格化すべき。</p> <p>また、追加に当たって以下の情報を公表するなど国民の検討に資する情報を開示すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワーキング・ホリデーによる入国者数 ・就労者数及び就労分野 ・在留資格変更者数及び変更先 ・在留期間終了後の出国率 ・不法残留者数 ・不法就労及び資格外活動違反の発生状況 ・社会保障及び税に関する未納等の状況 ・対象国からの入国者による制度上の問題の発生状況 	ワーキング・ホリデー制度の見直しは、対象国・地域ごとに内外の要望等を踏まえて検討されるところ、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
6	国が一方的に対象国を拡大する一方で、受入れを余儀なくされる地方自治体に対する多言語対応や生活相談窓口の拡充、財政的・人的支援のスキームが十分に示されておらず、現場の行政コスト増大及び対応能力の限界が懸念される。	ワーキング・ホリデー制度は、二国・地域間の取決めにに基づき、二国・地域間の相互理解を深めることを趣旨とした制度であり、査証発給数も上限を設けていることから、御指摘の影響は限定的なものであると考えます。なお、いただいた御意見は今後の制度運用の参考とさせていただきます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
7	<p>治安維持の観点から、対象国を拡大し、行政の職員への負担が増えることで適正な対応ができなくなることへの不安から慎重な対応を求める。</p> <p>不法滞在・不法就労対策、外国人犯罪への対処、監督体制の拡充を行うことが先決である。</p>	<p>ワーキング・ホリデー制度の対象となる外国人についても、上陸申請において本邦における活動目的等を提出資料等に基づき確認し、一定の刑罰に処せられた者等については上陸を認めず、また、退去強制事由に該当する者について退去強制手続を行うなど出入国管理及び難民認定法等の法令に基づいた厳格な審査・在留管理を行っております。</p> <p>御指摘の点については、関係機関と連携し適正に対応してまいります。また、御提案につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>以下の理由で本改正案には反対である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法残留の増加や治安悪化のリスクがあること ・制度趣旨が形骸化していること ・相互主義の不均衡 <p>そのため、仮に改正を行う場合は以下の点を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪に関与していないことの証明 ・入国後の適切な管理 ・悪質なブローカーの排除 	<p>パナマ共和国とのワーキング・ホリデー査証に関する協定において、滞在終了時に受入国を出国する意図を有することや滞在中に受入国の法令を遵守する意図を有することを査証発給の要件としています。ワーキング・ホリデー制度の対象となる外国人についても、上陸申請において本邦における活動目的等を提出資料等に基づき確認し、一定の刑罰に処せられた者等については上陸を認めず、また、退去強制事由に該当する者について退去強制手続を行うなど出入国管理及び難民認定法等の法令に基づいた厳格な審査・在留管理を行っております。</p> <p>制度の運用における懸念点については、御指摘の点も踏まえ、適正な在留管理に努めてまいります。</p> <p>また、御提案につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>以下の理由で本改正案には反対である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者が実質的な労働力として機能している実態がある。 ・外国人労働力の母数を増やすことは、国内の雇用機会確保及び人的資本維持の観点から、時宜を得た施策とは言い難い。 ・労働市場への影響評価を実施・公表するべき。 	<p>ワーキング・ホリデー制度は、二国・地域間の取決めにに基づき、二国・地域間の相互理解を深めることを趣旨とした制度であり、査証発給数も上限を設けていることから、御指摘の国内の労働市場への影響は限定的なものであると考えます。なお、いただいた御意見は今後の制度運用の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>ワーキング・ホリデー制度終了後、引き続き日本に在留することは可能なのか。</p> <p>可能であれば、条件なども明記すべきである。</p>	<p>パナマ共和国とのワーキング・ホリデー制度については、二国・地域間の取決めで、期間満了後は在留期間を更新することも在留資格を変更することも予定されておられません。</p>